

公益財団法人 中外創薬科学財団

# 定 款

公益財団法人 中外創薬科学財団

# 公益財団法人 中外創薬科学財団 定 款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人中外創薬科学財団という。

2 この法人の英文名は、Chugai Foundation for Innovative Drug Discovery Science (C-FINDs)とする。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

### (目 的)

第3条 この法人は、創薬並びに薬物治療に関する基礎から臨床にわたる研究を助成・奨励し、かつ研究者の育成及び研究活動の国際交流の推進に努めることにより、この分野における研究の振興を図る。これらの活動を通じて、広く人類の健康と福祉に寄与することを目的とする。

### (規 律)

第4条 この法人は、理事会の決議により定める倫理規程に則り、事業を公正かつ適正運営し、前条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

### (事 業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 創薬並びに薬物治療に関する基礎から臨床にわたる研究に従事する研究者の褒賞及び受賞記念講演会の開催
- (2) 第1号に規定する研究に対する助成
- (3) 第1号に規定する研究に関する国際交流研究に対する助成
- (4) 第1号に規定する研究に従事する研究者の海外留学に対する助成
- (5) 第1号に規定する研究に関する国際会議への研究者の派遣及び招聘に対する助成
- (6) 第1号に規定する研究に従事する若手研究者の育成
- (7) がんの創薬並びに薬物治療に関する基礎から臨床にわたる研究に関する国際がんフォーラム、学術講演会、研修会の開催及び支援
- (8) 第7号に規定する研究に従事する若手研究者の海外研修・講習会派遣に対する支援

- (9) 第1号から第8号にわたる諸事業の成果報告書及び関連資料・記録集等の刊行
- 2 前項の事業については、日本全国において行うほか、必要に応じて海外で行うものとする。
- 3 この法人は、第1項各号に規定する事業のほか、第3条の目的を達成するために必要な事業を行うことができる。

#### (事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 財産及び会計

#### (財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。
- (1) 設立時に基本財産として保有する財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会及び評議員会において、その他の財産から基本財産に繰り入れることを決議した財産
- (4) 公益法人への移行日以後に寄附された財産で、理事会で基本財産とすることを決議した財産
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産については、その半額以上を第5条の事業に使用するものとし、その取扱いについては、その都度理事会の決議によるものとする。

#### (基本財産の維持及び処分)

第8条 この法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上により決議しなければならない。

#### (財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理及び運用は、第30条により選定される理事長が行うものとし、その方法は理事会で別に定める。

#### (事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の

決議を経た上で、評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### (事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、定時評議員会において承認を得るものとする。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 この法人は、前項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

#### (長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第12条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決を経なければならない。

- 2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

#### (会計原則等)

第13条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規則によるものとする。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議による。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

##### (定数)

第14条 この法人に、評議員10名以上17名以内を置く。

(選任等)

第 15 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 当該評議員とその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者
  - ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

- 3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数、又は評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### （任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第14条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （報酬等）

第17条 評議員に対して、各年度の総額が2,500,000円を超えない範囲で、報酬を支給する。

- 2 評議員には、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前第1項及び第2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

## 第2節 評議員会

#### （構成及び権限）

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
  - (1) 役員及び評議員の選任及び解任
  - (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程の変更
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
  - (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
  - (9) 理事会において評議員会に付議した事項

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

- 3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 21 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

#### (種類及び開催)

第 19 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年 1 回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要のある場合には、いつでも開催することができる。

#### (招 集)

第 20 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

#### (招集の通知)

第 21 条 理事長は、評議員会の開催日の 5 日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面若しくは電磁的記録をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

#### (議 長)

第 22 条 評議員会の議長は、会議の都度、評議員の互選により定める。

#### (定足数)

第 23 条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (決 議)

第 24 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、この定款等に別段の定めのあるものを除き、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、次の決議は決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上をもって行わなければならない。
  - (1) 監事の解任
  - (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

**(決議の省略)**

第 25 条 理事が評議員会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

**(報告の省略)**

第 26 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき評議員の全員が書面又は電磁的記録により承認の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

**(議事録)**

第 27 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 評議員会議長及び当該会議において選出された出席評議員代表 2 名以上が、記名押印の上、これを保存しなければならない。

**(評議員会運営規則)**

第 28 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める評議員会運営規則による。

## **第 4 章 役員等及び理事会**

### **第 1 節 役員等**

**(種類及び定数)**

第 29 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事：6 名以上 12 名以内

(2) 監事：2 名以上 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とする。また、1 名以内を副理事長、1 名以内を専務理事及び 2 名以内を常務理事とすることができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長、専務理事及び常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

**(選任等)**

第 30 条 理事及び監事は、評議員会の決議により選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中か



ら選定する。

- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人とその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係にあつてはならない。
- 5 他の同一の団体（公益法人を除く）の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 理事又は監事に異動があつたときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

#### （理事の職務・権限）

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表してその業務を執行する。
- 3 副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### （監事の職務・権限）

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、その他監事に認められた法令上の権限を行使することができる。
- 4 監事の監査については、法令及びこの定款によるほか、監事全員により別に定める監事監査規程による。

#### （任 期）

第33条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了の時までとす

る。

- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、第 29 条第 1 項に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有し、その職務を行わなければならない。

#### (解任)

第 34 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

#### (報酬等)

第 35 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

- 2 役員には、職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前第 1 項及び第 2 項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

#### (責任の免除又は限定)

第 36 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事の損害賠償責任を、法令の限度において、理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、責任の限度額は、同法第 113 条第 1 項の規定による最低責任限度額とする。

#### (名誉理事長及び顧問)

第 37 条 この法人に名誉理事長 1 名及び顧問 3 名以内を置くことができる。

- 2 名誉理事長及び顧問は、学識経験者・有識者のうちから、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 名誉理事長及び顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

#### (名誉理事長及び顧問の職務)

第 38 条 名誉理事長及び顧問は、理事長の諮問に応え、理事長に対し、意見を述べることができる。

## 第2節 理事会

### (設置)

第39条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

### (権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定又は解職
- (4) 評議員会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定

### (種類及び開催)

第41条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に年4回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事長に招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は理事会を招集することができる。
- (4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第2項の規定により監事から理事長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

### (招集)

第42条 理事会は、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除き、理事長が招集するものとし、理事長に事故があるとき若しくは理事長が欠けたときは副理事長、専務理事又は常務理事が招集するものとする。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事長は理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電磁的記録をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

### (議長)

第 43 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 副理事長、専務理事又は常務理事は議長の職務を代行することができる。

(定足数)

第 44 条 理事会は、理事総数の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 45 条 理事会の決議は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 46 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることでできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第 47 条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 31 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(株式の権利行使)

第 48 条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(議事録)

第 49 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した理事長及び監事の全員が、記名押印の上、これを保存しなければならない。

(理事会運営規則)

第 50 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規則による。

## 第 5 章 委員会

(委員会)

第 51 条 この法人の事業を推進するために、理事会はその決議により、次の委員会を設置する。

- (1) 選考委員会 A（石館・上野賞、学術研究助成金）
- (2) 選考委員会 B（石館・上野賞、国際交流研究助成金、海外留学助成金）
- (3) 選考委員会 C（石館・上野賞、海外派遣・招聘補助金、奨学補助金）

- (4) 選考委員会D（石館・上野賞、学術研究助成金、海外研修派遣、国際がんフォーラム若手研究者招聘）
- (5) その他理事会が必要と認めた委員会
- 2 各委員会は4名以上12名以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は学識経験者・有識者のうちから理事会で選出する。
- 4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 選考委員には謝金を支給し、費用を支弁する。
- 7 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める選考委員会運営規程等による。

## 第6章 アドバイザリーボード

### （アドバイザリーボード）

第52条 この法人の特定の事業の推進に対して助言を求めるために、理事会はその決議により、次のアドバイザリーボードを設置する。

- (1) 国際がんフォーラムアドバイザリーボード
- (2) その他理事会が必要と認めたアドバイザリーボード
- 2 アドバイザリーボードは4名以上12名以内のメンバーをもって組織する。
- 3 アドバイザリーボードメンバーは学識経験者・有識者のうちから理事会で選出する。
- 4 アドバイザリーボードメンバーの任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 6 アドバイザリーボードメンバーには謝金を支給し、費用を支弁することができる。

### （アドバイザリーボードメンバーの職務）

第53条 アドバイザリーボードメンバーは、理事長並びに業務執行理事の諮問に応え、理事長並びに業務執行理事に対し、助言を述べることができる。

## 第7章 事務局

### （設置等）

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

#### (備付け帳簿及び書類)

第 55 条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事、評議員、選考委員及びアドバイザーボードメンバーの名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
  - (6) 役員等の報酬規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書等
  - (8) 事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 57 条第 2 項に定める情報公開規程によるものとする。

### 第 8 章 定款の変更、合併及び解散等

#### (定款の変更)

第 56 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員総数の 3 分の 2 以上の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条並びに第 5 条及び第 15 条についても適用する。

#### (合併等)

第 57 条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

- 2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

#### (解 散)

第 58 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

#### (公益目的取得財産残額の贈与)

第 59 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取り消しの日 又は当該合併の日から 1 ヶ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### （残余財産の処分）

第 60 条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

#### （情報公開）

第 61 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

#### （個人情報の保護）

第 62 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### （公 告）

第 63 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第 10 章 補 則

#### （細 則）

第 64 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

#### 附 則

1 この定款は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

2 この法人の設立の登記日である平成 22 年 9 月 1 日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 永山 治 石館光三 浅野茂隆 井上圭三  
今井一洋 大野龍三 谷口直之  
監事 服部信也 板谷嘉夫

- 3 この法人の最初の理事長は永山治、常務理事は石館光三とする。  
4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

相見則郎 池田康夫 上野幹夫 春日雅人 児玉龍彦  
中川滋木 中村 洋 二宮善文 日比紀文 廣橋説雄  
富士 薫 溝口秀昭 望月正隆 山崎達美

- 5 この定款は、平成31年4月1日から改定する。  
6 この定款の一部変更は、令和4年4月1日より施行する。  
7 この定款の一部変更は、令和4年6月1日より施行する。